

研修会レポート

# 平成27年度研修「コンパクトシティ」を受講して

古河市建設部都市計画課 主事 鬼ヶ原 慎 平

## ■はじめに

私は、茨城県都市計画協会事業として、平成27年4月22日から24日までの3日間、東京都小平市にある（一財）全国建設研修センターにてコンパクトシティ研修を受講いたしました。研修では、講師の方の講義や、受講生との討議を通して最新かつ高度な情報を得ることができました。ここでは、その一端をご報告できればと思います。

## ■研修の概要

研修に参加した受講生は、当初の募集人数の40名を大きく超える104名が参加し、各地方公共団体の関心の非常に高いテーマであることが窺えました。

講義は、コンパクトシティの社会的背景から地域公共交通、医療・福祉や地域包括ケアなど多岐にわたり行われました。講師を務められた方の多くは、国土交通省の職員であり、専門的な知識を「コンパクトシティ」の視点から参考事例などを交えながら、解説していただきました。

国土交通省「国土のグランドデザイン2050」において、「コンパクト+ネットワーク」がキーワードになっており、基本戦略にもコンパクトシティの推進が記載されています。このことから、人口減少社会、少子高齢社会の到来に向け、まちづくりの転換期を迎えていることを実感いたしました。

## ■立地適正化計画について

多岐にわたる講義の中、立地適正化計画についての講義が私も含め受講生の関心が最も強く、質疑等も活発に行われました。ここでは、「立地適正化計画」を中心に報告いたします。講師を務められた、国土交通省都市局都市計画課からは、立地適正化計画が制定された経緯、策定をするための検討方法を、コンパクトシティの先進事例などを交えながら解説していただきました。

現在、約7割の都市（政令市・市・区）がマスタープランに「コンパクト化」を位置づけていますが、具体的な施策として何をどう取り組むかについてまで策定している都市は少ないのが現状です。それを受け、より具体的な施策を推進するために平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され「立地適正化計画」が制度化されました。マスタープランで定めている従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導など具体的な土地利用を明記する事により、コンパクトシティ化の推進を図る制度となります。これにより、従来の都市計画法に基づく土地利用規制による開発圧力のコントロールから、民間施設に対して規制緩和、経済的インセンティブを与え土地利用の誘導を図ることが可能になりました。また、コンパクト化への誘導だけでなく、地域公共交通の再編を一体化し進める事で公共交通が軸となるまちづくりを誘導します。

**1. 都市再生特別措置法等の改正(概要)** 国土交通省  
平成26年8月1日施行

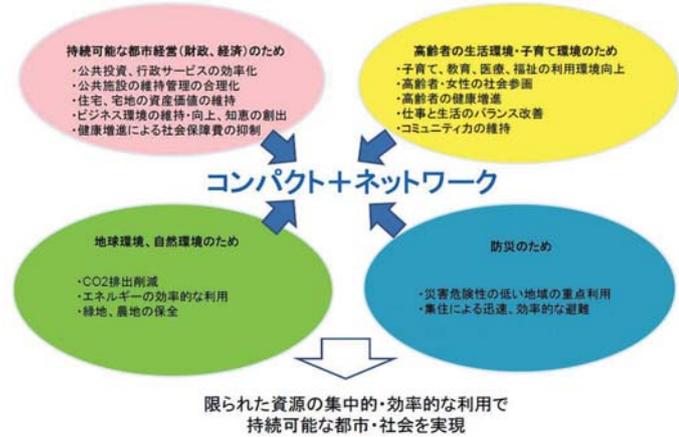
**背景**  
地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

**法の概要**  
●立地適正化計画(市町村)  
○都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成  
○民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土づくり(多様ネットワーク型コンパクトシティ)

**都市機能誘導区域**  
生活サービスを集積するエリアと当該エリアに誘導する集積を促進

**居住誘導区域**  
居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

**公共交通** 維持・充実を図る公共交通網を設定



〈コンパクトシティが求められる背景〉

〈都市再生特別措置法改正の概要図〉

関係省庁の連携によるコンパクトシティの推進のイメージ



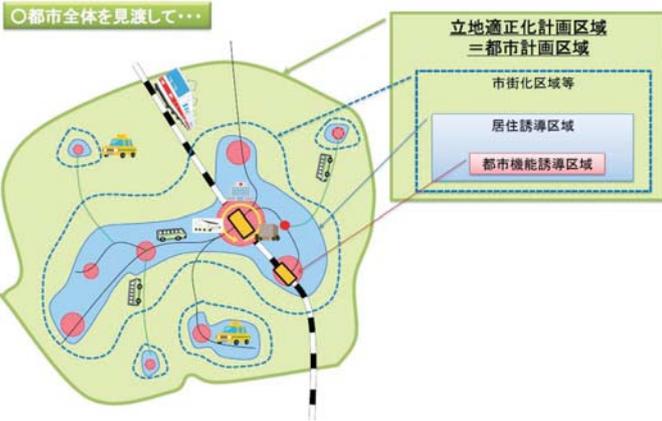
〈関係省庁の連携によるコンパクトシティ推進のイメージ図〉

講義の中で、「立地適正化計画策定の際に区域の設定に囚われがちだが、一番大切なのは、都市の現状を客観的に分析し、20年後にも持続可能な都市としてどのように目指すのかを検討することである。そうすれば、自ずと区域や必要な施設は見えてくる。」とのお話がありました。都市計画の担当者への提言としては、大変強く印象付けられました。

■おわりに

今回の研修で、今後、本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫に対する危機意識を共有し、将来を見据え、持続可能なまちづくりを推進していくことが行政の責務であることが再認識できました。関係部局で危機意識を共有し、連携を図り推進していくことが一番大切なことであると感じました。

最後になりましたが、この研修にご尽力いただきました建設研修センターの皆様、研修の機会を与えていただきました茨城県都市計画協会の皆様、快く研修に送り出してくださいました上司、同僚の皆様に感謝申し上げます。



〈立地適正化計画のイメージ図〉

立地適正化計画は、都市計画区域全体が対象となり、作成しますが、土地利用の状況や、日常生活圏、経済圏等を勘案し複数の市町村が連携して作成することも可能です。計画策定にあたり検討すべき内容としましては、①まちづくりの方針（どのようなまちづくりを目指すのか）、②目指すべき都市の骨格構造と誘導方針の検討（どこを都市の骨格にするのか。どこにどのような機能を誘導するのか）、③居住誘導区域、都市機能誘導区域と誘導施設の設定と誘導施策の検討（具体的な区域、施設をどう設定するのか）の3つの検討が必要となります。まずは、都市の現状の分析が必要であり、人口の現状や将来見通しだけでなく、公共交通、都市機能施設、災害の危険性のあるハザード区域についても現状を分析することが重要です。



〈立地適正化計画検討の進め方〉

また、立地適正化計画には居住機能だけでなく、福祉・医療・商業等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等についても記載されます。そのため庁内各課との多様な分野との連携が重要となり、横断的な検討が必要となります。

